

千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会の組織及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例（令和5年千葉県条例第17号。）第15条第3項の規定により、千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

2 連絡協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、次の各号に掲げる不登校児童生徒の教育機会の確保に関する事項について連絡及び協議を行う。

- (1) 千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例第10条第1項に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策に関すること。
- (3) 関係機関の相互連携・協力に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、連絡協議会設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる構成員（以下「構成員」という。）によって組織する。

2 構成員の任期は、この要綱の施行の日から令和6年度末までとし、その後は2年とする。ただし、任期の途中に構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課（以下「児童生徒安全課」という。）の長が必要と認めた場合に、構成員に出席を依頼し、開催する。

2 構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、代理の者を指名して会議に出席させることができる。

3 連絡協議会は、必要に応じ、別表に掲げる構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の3各号のいずれかに該当する場合を除き、公開して行うものとする。

(秘密保持義務)

第5条 構成員（前条第2項の構成員を代理する者を含む。）は、正当な理由なく連絡協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 連絡協議会の庶務は、児童生徒安全課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。